

社援基発 0124 第 1 号
平成 29 年 1 月 24 日
(最終改正：令和 7 年 3 月 6 日)

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の 3 の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするとともに、別に定める 1 m²当たりの建設等単価については、330,000 円とする。

2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、25%とする。
3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、19%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター（建設 総合指数）	2023 年と比較した伸び率
1960 以前	18.8	6.559
1961	20.8	5.928
1962	21.2	5.816
1963	21.8	5.656
1964	22.8	5.408
1965	23.5	5.247
1966	25.2	4.893
1967	26.7	4.618
1968	27.7	4.451
1969	29.4	4.194
1970	31.3	3.939
1971	31.7	3.890
1972	34.6	3.564
1973	43.7	2.822
1974	51.8	2.380
1975	52.4	2.353
1976	56.8	2.171
1977	59.2	2.083
1978	62.4	1.976
1979	69.2	1.782
1980	75.4	1.635
1981	75.7	1.629
1982	75.9	1.625
1983	75.9	1.625
1984	77.6	1.589
1985	77.2	1.597
1986	76.7	1.608
1987	78.1	1.579
1988	79.6	1.549
1989	83.8	1.471
1990	86.7	1.422

1991	88.9	1.387
1992	90.1	1.368
1993	90.6	1.361
1994	90.9	1.356
1995	91.0	1.355
1996	91.2	1.352
1997	91.9	1.342
1998	90.2	1.367
1999	89.3	1.381
2000	89.5	1.378
2001	88.0	1.401
2002	87.1	1.416
2003	87.6	1.408
2004	88.6	1.392
2005	89.7	1.375
2006	91.5	1.348
2007	93.8	1.314
2008	96.8	1.274
2009	93.4	1.320
2010	93.5	1.319
2011	94.7	1.302
2012	94.1	1.310
2013	96.5	1.278
2014	99.8	1.235
2015	100.0	1.233
2016	100.3	1.229
2017	102.2	1.206
2018	105.5	1.169
2019	108.0	1.142
2020	107.9	1.143
2021	113.2	1.089
2022	120.2	1.026
2023 以降	123.3	1.000

（例）2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.378 となる。